

市立豊中病院登録医制度運営要綱

(目的)

第1条 市立豊中病院は診療所・病院が各々の役割を分担するとともに緊密な連携を図ることにより、相互で地域の医療を支え、良質な医療を提供する協力体制を高めていくことを目指しています。

よって、ここに市立豊中病院登録医制度を設置し「市立豊中病院登録医制度運営要綱」を定めるものとします。

(登録医)

第2条 市立豊中病院登録医（以下「登録医」という。）は、次のように定義します。登録医は、市立豊中病院と緊密な連携の下に、患者に一連の継続した診療を提供することができるよう、市立豊中病院と協力体制をお取りいただける地域医療機関の医師および歯科医師の方々となります。登録にあたっては、この要綱に定める市立豊中病院登録医制度についてご理解いただき、登録医として活動していただくため、市立豊中病院と個別に契約を締結していただくものとします。

(登録医の資格)

第3条 登録医は、豊中市医師会、豊中市歯科医師会の会員および市立豊中病院長が認めた者を登録医として登録するものとします。

(登録方法)

第4条 市立豊中病院に「市立豊中病院登録医申込書」を提出していただき契約を締結した医師を登録医とします。市立豊中病院は、登録医に対して市立豊中病院登録医証を発行します。

2 登録の有効期間は契約締結の日から1年とし、以後双方に異議のない場合は自動更新するものとします。その後の有効期間満了後も同様の取り扱いとします。

3 登録医が希望する場合、あるいは第17条に規定する「市立豊中病院登録医制度運営委員会」（以下「運営委員会」という。）において、その行為が登録医として不適切と判断された場合は、有効期間の終了を待たず、登録医資格の取消を行うことができるものとします。

(情報の保護)

第5条 登録医は、入院中の自ら紹介した患者、または退院後に紹介される患者（以下「紹介患者」という。）およびその家族に関して知り得た個人情報について守秘義務を負うものとします。

2 登録医は、入院中の紹介患者に関する個人情報以外は取り扱わないものとします。

(患者の相互紹介)

第6条 市立豊中病院は、登録医からの紹介患者に対して診療および入院が迅速に行われるよう努めるものとします。結果の報告は、速やかに市立豊中病院から登録医に行うものとします。病状が安定した登録医からの紹介患者は、原則として、市立豊中病院から登録医に逆紹介するものとします。また、登録医からの紹介患者でない患者についても、市立豊中病院を受診中の患者が希望した場合は、登録医に紹介するものとします。

(開放型病床の設置)

第7条 市立豊中病院は、入院した紹介患者に対し登録医と市立豊中病院の医

師が共同して診療および療養上の指導（以下「指導等」という。）を行うことができる病床として開放型病床（以下「開放型病床」という。）を5床設置するものとします。

（開放型病床の申込）

第8条 登録医は市立豊中病院の開放型病床に紹介患者を入院させようとする場合は、診療申込書に開放型病床利用の旨を記載の上、市立豊中病院地域医療室に提出するものとします。この場合は、開放型病床の利用における制度や費用について紹介患者に説明を行うものとします。

2 前項に定める開放型病床の申込は、豊能二次医療圏（豊中市・池田市・箕面市・吹田市・豊能郡）内に所在する登録医に限定するものであり、圏外に所在する登録医からの申込については、これを含まないものとします。

（登録医への連絡）

第9条 紹介患者について開放型病床利用の申込が行われた場合は、市立豊中病院地域医療室より登録医に電話連絡を行うものとします。

（共同診療・共同指導）

第10条 登録医は、開放型病床に入院中の紹介患者の副主治医として市立豊中病院の主治医と共同で指導等を行うことができるものとします。

2 共同で指導等を行う際の方針は、双方協議の上、市立豊中病院の主治医が決定します。登録医は、市立豊中病院の主治医が決定した診療方針と異なる診療行為を行わないものとします。

3 登録医は、指導等の内容を市立豊中病院診療録に記載するものとします。

4 登録医は、紹介患者またはその家族に対して市立豊中病院の主治医が行う説明に関して立ち会うことができるものとします。

5 登録医は、紹介患者またはその家族に対して説明を行うことができるものとします。ただし、市立豊中病院の主治医と充分協議の上、行うものとします。

6 登録医は、紹介患者の手術または検査に立ち会うことができるものとします。

7 登録医は、市立豊中病院内のコンピューター端末を利用して患者の情報を参照することができるものとします。コンピューター端末を利用するためのIDとパスワードは、最初に指導等を行うときにお渡しします。

8 紹介患者に対する診療についての指示や、手術または検査は、市立豊中病院の医師が実施するものとします。ただし、手術または検査の実施については、市立豊中病院の主治医と協議の上、市立豊中病院の主治医が認め別途契約を締結した場合はこの限りではありません。なお、登録医が手術または検査を実施する際には、市立豊中病院所定の様式で紹介患者の同意を得るものとします。

9 登録医と市立豊中病院の主治医は、紹介患者が退院する場合は、共同で退院時指導を行うものとします。

（登録医の報酬）

第11条 登録医の報償費(報酬)は原則無支給としますが、登録医が手術または検査を実施する場合は、別途契約を締結し、その内容に基づき報償費(報酬)を支払うものとします。

（登録医の来院について）

第12条 登録医は来院の際、事前に市立豊中病院に連絡を行うものとします。

来院時は市立豊中病院の用意した白衣を着衣の上、専用の名札を着用するものとします。来院の時間は平日の9時から17時の間とします。

(保険請求)

第13条 市立豊中病院が開放型病院共同指導料の届出書を近畿厚生局に受理された後は、登録医が開放型病床に赴き、紹介患者に対して共同で指導等を行った場合、保険請求は次のように行うものとします。

(1) 登録医が属する医療機関は、「開放型病院共同指導料(Ⅰ)」を保険請求するものとします。退院指導を行った場合は「退院時共同指導料(Ⅰ)」を保険請求するものとします。共同指導料は診療録への記載に基づいて保険請求するものとします。

(2) 市立豊中病院は、登録医が属する医療機関が「開放型病院共同指導料(Ⅰ)」を保険請求した場合に「開放型病院共同指導料(Ⅱ)」を保険請求するものとします。登録医が「退院時共同指導料(Ⅰ)」を保険請求した場合は「退院時共同指導料(Ⅱ)」を保険請求するものとします。

(図書室の利用および研修会の参加について)

第14条 登録医は、市立豊中病院の図書室、図書室内のコピー、電話、FAXを利用することができるものとします。利用時間は平日の9時から17時までの間とします。

2 登録医は、市立豊中病院が開催するセミナー、研修会、症例検討会に参加することができるものとします。

(医療事故への対応)

第15条 医療事故への対応については、第10条に規定する共同診療・共同指導時における診療行為に限定するものとし、次項以下についても同様とします。

2 市立豊中病院内において医療事故が発生した場合には、市立豊中病院が紹介患者またはその家族との交渉を担当するものとします。

3 前項の場合、登録医は、紹介患者またはその家族に対する医療事故の説明など市立豊中病院が担当する紹介患者またはその家族との交渉に協力するほか、市立豊中病院が行う医療事故原因の調査に協力するものとします。

4 市立豊中病院内において発生した医療事故について、紹介患者またはその家族が、登録医または市立豊中病院に対して損害賠償請求訴訟を提起しまたは調停を申し立てた場合には、登録医および市立豊中病院が相互に協力してこれに対応するものとします。

(医療事故責任)

第16条 医療事故責任については、第10条に規定する共同診療・共同指導時における診療行為に限定するものとし、次項以下についても同様とします。

2 登録医が、決定された診療方針と異なる診療行為を行った結果、市立豊中病院内において医療事故が発生した場合には、登録医は、紹介患者またはその家族に対する損害賠償や補償を全額負担するものとします。

3 登録医が、決定された診療方針に沿った診療行為を行った結果、市立豊中病院内において医療事故が発生した場合であっても、その医療事故が専ら登録医の責めに帰すべき事由によって生じた場合には、登録医は、紹介患者またはその家族に対する損害賠償や補償を全額負担するものとします。

4 前2項以外の場合には、医療事故の責任分担について、その都度、登録医と市立豊中病院で双方協議の上、決定するものとします。

(運営委員会の設置)

第 17 条 登録医制度の運用を円滑に進めるために、豊中市医師会・豊中市歯科医師会および市立豊中病院の代表者で運営委員会を設置するものとします。

附則

この要綱は平成 17 年（2005 年）4 月 1 日から施行します。

この要綱は平成 18 年（2006 年）4 月 1 日から施行します。

この要綱は平成 19 年（2007 年）1 月 1 日から施行します。

この要綱は平成 19 年（2007 年）9 月 1 日から施行します。

この要綱は平成 21 年（2009 年）10 月 1 日から施行します。

この要綱は平成 23 年（2011 年）4 月 1 日から施行します。